



森林・林業及び木材利用に関する研究・技術開発等における連携と協力に関する協定書

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所（以下「森林総合研究所」という。）、国立大学法人信州大学 信州大学農学部（以下「信州大学」という。）及び林野庁 中部森林管理局（以下「森林管理局」という。）の三者（以下総称して「三者」という。）は、地域の森林・林業の発展及び木材利用の推進に係る研究、技術開発、成果の普及、情報発信等を円滑に実施するため、連携・協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三者がそれぞれ実施する研究、事業、各種イベント等において連携・協力することにより、地域の森林・林業及び木材利用（以下「森林・林業等」という。）の課題解決並びに成果の活用に取り組み、もって地域の振興を図ることを目的とする。

（連携及び協力に関する役割分担）

第2条 三者は、前条の目的を達成するため、次のとおり連携・協力の上、役割を分担する。

- 1 森林総合研究所及び信州大学は、森林管理局に対して、森林・林業等に関する研究・技術開発の成果を提供するとともに、森林管理局が実施する技術開発について指導・助言を行う。
- 2 森林管理局は、森林総合研究所及び信州大学に対して、森林・林業等の研究・技術開発に必要なフィールド、森林管理局が保有する技術開発の成果、森林資源に関するデータ等を貸与する。
- 3 三者は、第3条の規定により定めた取組事項について、研究・技術開発の成果及びそれに基づく権利を共有するとともに、論文、学会、研究発表会等における共同での発表及びその成果の普及活動の実施に努める。
- 4 三者は、広く森林・林業等に関する専門的かつ高度な知識・技術を有する人材の育成に取り組む。

（具体的な取組）

第3条 三者は、この協定による連携・協力を推進するため、具体的な取組事項を別に定め、必要に応じて連絡・調整を行う。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の2か月前までに、三者のいずれからも申し出がない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から更に3年間延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）


第5条 三者は、この協定の内容を変更する必要がある場合又はこの協定に定められた事項以外について連携・協力する必要若しくは権限が生じた場合は、速やかに協議し、これを解決する。

第6条 研究・技術開発を行うフィールドの管理及びその連絡調整については、森林管理局と木曾森林ふれあい推進センターが関係森林管理署等との調整を行いつつ実施することとする。


この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、三者署名捺印の上、各1通を保有する。

令和 4年 3月 1日

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所

所長 浅野 透 

国立大学法人信州大学 信州大学農学部

学部長 藤田 智之 

林野庁 中部森林管理局

局長 上 練 三 